

第72号議案

令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
（4）主な建設改良事業			
① 管渠整備費	1,632,169 千円	△ 54,056 千円	1,578,113 千円
③ 処理場改良費	2,947,511 千円	△ 34,700 千円	2,912,811 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,572,029千円は、減債積立金532,548千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額308,828千円、過年度分損益勘定留保資金391,989千円、及び当年度分損益勘定留保資金1,338,664千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第1款 資本的収入	5,823,601 千円	△ 88,844 千円	5,734,757 千円
第1項 企業債	3,981,900 千円	△ 23,400 千円	3,958,500 千円
第3項 補助金	1,708,041 千円	△ 65,444 千円	1,642,597 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	8,395,542 千円	△ 88,756 千円	8,306,786 千円
第1項 建設改良費	5,324,061 千円	△ 88,756 千円	5,235,305 千円

(債務負担行為の補正)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりに改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鶴見川クリーンセンター改良事業 (電気設備工事その22)	令和6年度から 令和7年度まで	841,000 千円	補正前と同じ	875,700 千円

(企業債の補正)

第 5 条 予算第 6 条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業 (建 設 改 良)	3,331,900 千円	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借入れの時から据置を含み40年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。	3,308,500 千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和6年(2024年)8月27日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一